



目次	ページ
規 則	
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県漁業調整規則の一部を改正する規則	1
◎高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	2
○政治団体の届出事項の異動の届出	2
○政治団体の解散の届出	3
○資金管理団体がなくなった旨の届出	3

-----  
規 則  
-----

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年11月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第68号**  
**高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の1の表11の項(2)中「第2条第1項第1号に規定する一般電気事業」を「第2条第1項第2号に規定する小売電気事業」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年11月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第69号**  
**高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県自然環境保全条例施行規則（昭和49年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の1の(3)ニ中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年11月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第70号**  
**高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。  
別表第1(2)の項ア中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「又は同項第11号に規定する卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者（以下「卸供給事業者」という。）」及び「又は卸供給事業者」を削り、同項イ及びウ中「又は卸供給事業者」を削り、同表(5)の項ア及びイ中「又は卸供給事業者」を削る。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年11月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第71号**  
**高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。  
第18条第1号ネ及び第21条第6号中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年11月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第72号**  
**高知県漁業調整規則の一部を改正する規則**  
高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）の一部を次のように改正する。  
第47条第5号を次のように改める。  
(5) 徒手採捕  
第47条に次の1号を加える。  
(6) やす（火光その他の照明を利用するもの及び発射装置を有するものを除く。）  
付則第8項を削る。

**附 則**  
(施行期日)  
1 この規則は、平成28年11月21日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年11月1日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第73号**  
**高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県道路占用料徴収条例施行規則（昭和44年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の(3)の表2中「（卸供給事業者を除く。）」を削る。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第607号**  
救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
平成28年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限  
前田メディカル 香美市香北町美良布 平28・11・ 平31・11・  
クリニック 1516番地3 16 15

高知県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年11月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町石原字ニノマタ1315番1から 宿毛市小筑紫町石原字市ノマタ1312番1まで	A	7.5 }	80
	宿毛市小筑紫町石原字ナコウ1860番1から 宿毛市小筑紫町石原字市ノマタ1311番1まで	B	8.1 }
後		29.4	182
宿毛市小筑紫町石原字ナコウ1860番1から 宿毛市小筑紫町石原字市ノマタ1311番1まで	後	8.1 }	182
		29.4	

高知県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年11月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水上分字長谷久保1651番1から 吾川郡いの町清水上分字長谷久保3463番まで	前	3.3 }	169
	後	15.0 }	169
		21.6	
		55.0	

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月1日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
川淵誠司後援会	岡本 和也	坂本 圭子	四万十市中村丸の内1707-41	平28・9・13
小笠原妙子後援会	西村 順一	長野 辰夫	長岡郡大豊町杉769-2	平28・9・28

高知県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月1日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	日本共産党高知地区委員会 (和田 浩一)	岸 寧夫	異動なし	異動なし	平28・6・6
新		和田 浩一			
旧	自由民主党高知県トラック支部 (岸 圭介)	異動なし	北村 明彦	異動なし	平28・7・31
新			西村 伸矢		
旧	自由民主党中土佐町支部 (本井 康介)	異動なし	三浦 薫也	異動なし	平28・9・2
新			金澤 史佳		
旧	日本共産党東部地区委員会 (岡田 芳秀)	岸 寧夫	岡田 芳秀	異動なし	平28・9・14
新			岡田 芳秀		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	高知県トラック事業者政治連盟 (岸 圭介)	異動なし	北村 明彦	異動なし	平28・7・31
新			西村 伸矢		
旧	井上正臣後援会	浜田 幸	異動なし	異動なし	平28

	(鎌倉 八重)	作			・ 9
新		鎌倉 八重			・ 15

**高知県選挙管理委員会告示第93号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月1日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
溝渕健夫後援会	溝渕 健夫	平27・4・30

**高知県選挙管理委員会告示第94号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月1日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日
溝渕 健夫	溝渕健夫後援会	平27・4・30